第6章 税金の控除・減免

自動車税・自動車取得税の減免

障がいのある方<u>本人のために使用される自動車</u>について、障がいの種類や等級により自動車 税・自動車取得税が免除になります。(障がい者 1 人につき 1 台です)

						対		象	範		井				
区		乞	分		障がい者 本人が運転する 場合										
手 帳 等 級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身	視覚		がい	•	•	•	•			•	•	•	•		
	聴覚		がい		•	•					•	•			
体	平衡機		がい			•						•			
	音声機		がい			•									
障	<u>上 肢</u> 下 肢		<u>自由</u> 自由	•						•	•				
	<u>ド 版</u> 体 幹														
が	乳幼児期.	•			_										
	非進行性	脳病変	上肢		•					•	•				
61	による運 障がい	動機能	移動機能	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
者	心臓、腎臓 膀胱又は直			•		•	•			•		•	•		
手	肝臓機	能障	がい	•	•	•	•			•	•	•	•		
帳	ヒト免疫による免			•	•	•	•			•	•	•	•		
療 育 手 帳				対象外					А						
精神障害者保健福祉手帳				対象外					1級かつ自立支援医療(精神通院) 受給者証の交付を受けた方						
申 請 手 続				①自動車税·自動車取得税減免申請書 ②手帳 ③運転免許証 ④自動車 検査証 ⑤印鑑 ⑥同一生計証明書(*)、常時介護証明書(*) 等											
申	申請場所・問合せ先 ・軽自動車税、自動車取得税→県中地方振興局県税部(O24-935-1261) ・軽自動車税→役場 税務課(O247-36-4122)							51)							

^{*}自動車税、自動車取得税の申請の場合は事前に、役場 保健福祉課で証明書の交付を受ける必要があります。

| 生計同一証明書 (障がい者のために運転する旨の証明書)|

障がい者と生計を一にする者が自動車を運転する場合に必要です。世帯分離している場合は、対象となりません。

常時介護証明書

常時介護者が運転する場合に必要です。"減免を受ける自動車を障がい者の生計及び通院等のために1年以上継続して週3回以上使用している"ことを証明します。誓約書、病院等証明書、運転計画書が必要となります。

住民税・所得税の控除

身体及び知的、精神に障がいのある方または扶養義務者の方は、住民税や所得税を算出する際に所得額から一定の控除し、税金を減額します。年末調整や確定申告時に申告してください。

【問い合わせ先】

- ●浅川町役場 税務課(O247-36-4122)
- ●須賀川税務署(0248-75-2194)
- ●県中地方振興局県税部(O24-935-1261)

※詳しくは、各税務部門へお問い合わせください。

1. 障害者の区分

税法上の障害者の区分は以下のとおりです。

障害者	身体障害者手帳 3~6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2·3級
特別障害者	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級

2. 障害者本人が受けられる特例

※平成22年税制改正により、平成24年度から控除額が変わりました。

区分(税の種類)				障害者の区	公分	控 除 額			
町	住	民	税	障害	者	26万円 ※障がい者本人の前年の合計所得が 125 万円以下の 場合は非課税			
税	Н	K		特別障害	者	30万円 ※障がい者本人の前年の合計所得が 125 万円以下の 場合は非課税			
玉	国所有	得	税	障害	者	27万円			
		1₹	₹₩	特別障害	者	40万円			
	相	続	税	障害	者	6万円 (障害者が85歳に達するまでの年数1年につき)			
				特別障害	者	12万円 (障害者が85歳に達するまでの年数1年につき)			
	贈	贈与税特別障害者		者	非課税 (一定の信託受益権の価額のうち 6,000 万円まで)				
	心身障害者扶養共 済制度に基づく給 付金の非課税			障 害特別障害	者	①給付金…非課税(所得税) ②相続や贈与による給付金を受ける権利の取得 …非課税(相続税、贈与税)			
税	少額 貯蓄の 利子等の非課税			障 害 特別障害	者	350 万円までの預貯金等の利子等…非課税(所得税)			

3. 障害者を扶養している方が受けられる特例

控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の 所得控除を受けることができます。

控除の種類	障害者の区分	控 除 額
	障害者	27万円
所 得 税	特別障害者	40 万円
障害者控除	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、同居の 場合	75万円
	障害者	26万円
住 民 税 障害者控除	特別障害者	30万円
F 2 3 11 M	控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合	53万円

※平成22年税制改正により、配偶者控除又は扶養控除の額に35万円の加算を加算する措置に変えて、平成23年度所得税から、同居の特別障害者に対する障害者控除の額が40万円から75万円に引き上げられました。平成22年度以前所得税については、控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算できます。